

議案第 87 号

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う栃木県市町村総合事務組合同規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 1212 号）第 4 条第 3 号に規定する事務に係る財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 6 月 2 日提出

佐野市長 金子 裕

理 由

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、同組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、同組合の共同処理する事務のうち栃木県市町村総合事務組合同規約第 4 条第 3 号に規定する事務に係る財産処分について関係地方公共団体と協議したいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（財産処分）

第 289 条 第 286 条、第 286 条の 2 又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（省略）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退すること
に伴う財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（平成18年組合条例第21号）第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額の総額に $\frac{0.85}{1000}$ を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和5年 月 日

佐野市長 金子 裕